

令和5年第5回大町町議会（定例会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和5年9月11日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和5年9月11日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	散会	令和5年9月11日	午前9時53分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢 聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	6番	早田康成	7番	三谷英史		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	古賀直		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	藤瀬善徳	生活環境課長	前山正生		
	町民課長	吉村秀彦	子育て・健康課長	森 ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	井手勝也				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年9月11日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案等の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明

午前9時30分 開会

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第5回大町町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしく願いいたします。

閉会中の議会に関する諸報告は、別紙配付の報告書のとおりでございます。

以上で諸報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（諸石重信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番早田議員、7番三谷議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（諸石重信君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、別紙配付の会期日程表のとおり、本日から9月21日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月21日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議案等の報告及び一括上程

○議長（諸石重信君）

日程第3. 今期定例会には告知のとおり、町長提出の議案16件のほか、陳情2件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第34号から議案第49号までを一括上程し、これより議題いたします。

日程第4 提案理由の説明

○議長（諸石重信君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。本日、令和5年第5回大町町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には時節柄何かと御多用の中、御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

議会冒頭に当たり、時間をいただき一言御挨拶を申し上げます。

今年も台風シーズンに入り、全国各地で大きな被害が発生しております。毎年この時期になりますと、秋雨前線とともに台風による被害が心配されますが、先日も千葉県や茨城県、福島県などで線状降水帯が発生し、土砂災害や浸水による甚大な被害をもたらしました。

佐賀県でも7月の大雨で線状降水帯が発生しました。大町町では、土砂崩れ等の危険な場所にお住いの方々及び一部地域に避難指示を発令しましたが、大きな被害もなく、安堵したところでございます。しかし、唐津市では大規模な土砂災害が発生し、大町の日本レス

キュー協会「MORE WAN(モアワン)」からも災害救助犬が出動しましたが、残念ながら3名の方が犠牲になられました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

今回を含め、私たちは被災地の様子をテレビや新聞等で見聞きします。その最前線でいち早く駆けつけ、初動活動に励まれている消防団員の姿を目にし、頼もしくもあり、心強くもあり、本当に頭が下がる思いでいっぱいになります。

大町町でも令和元年、3年と大きな災害に見舞われ、消防団員には使命感と積み重ねた経験を十分に発揮していただき、迅速かつ適確に災害支援活動に御尽力いただきました。

そして、今年は残暑厳しい中、久しぶりに消防団夏季訓練がありました。休日返上で、早朝から町民の生命、財産を守るという崇高な消防精神を使命として、女性消防団員の救命講習を含め、スキルアップを図るため、基本動作など、懸命に汗をかいていただきました。

また、4年ぶりに開催しました納涼まつり、花火大会には町内外からたくさんの皆様に足を運んでいただき、多くの家族連れや老若男女の笑顔に感動を覚えました。その陰でも消防団の皆様には警戒のために出動をいただきました。チーム大町として、安心・安全なまちづくりの一翼を担っていただいていることに、町民を代表し、感謝と敬意をこの場で表させていただきますと思います。

今後も引き続き台風、大雨が予想され、最近では地震も頻発しております。あらゆるリスクを想定しながら、人命を第一に、ハード、ソフト両面にわたる防災強化を図り、町民の皆様が安心・安全に暮らせるまちづくりに職員一同全力で努めていきたいと考えているところでございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会に提案いたします議案につきましては、さきに告知のとおり、専決処分の承認案件2件、条例案件5件、各会計別の決算認定案件4件、補正予算案件3件、指定管理者の指定案件1件、一部事務組合の規約変更案件1件の16件となっております。また、議会最終日には、会計年度任用職員の給与条例改正案件及び固定資産評価審査委員会委員の人事案件について追加の提案をお願いすることとしております。

これより各議案についての提案理由を申し上げます。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大町町一般会計補正予算（第3号）について）。

近年の頻発する災害に対し緊急的な予算措置を可能とするため、速やかな予備費の復元が

必要であり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ242万4千円を追加し、予算総額は47億9,354万7千円となっております。

内容につきましては、歳入に前年度繰越金242万4千円を追加し、歳出で予備費を242万4千円追加しております。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大町町一般会計補正予算（第4号）について）。

これは令和5年7月の大雨による、大谷口地区原田のほうですけれども、この地区で地滑りの被害調査と旭町トンネル内における雨水経路と内部状況の確認について緊急的な調査等を行うための予算措置が必要となり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正額としましては、歳入歳出にそれぞれ744万7千円を追加し、予算総額を48億99万4千円としております。内容としましては、歳入に普通交付税277万3千円、前年度繰越金467万4千円を追加し、歳出には農林地災害復旧業務委託710万6千円、旭町トンネル調査業務委託34万1千円を追加しております。

議案第36号 大町町印鑑条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機で申請、交付ができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第37号 大町町手数料条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、町税その他の公課金に関する証明書をコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機で交付する場合の手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第38号 大町町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、町民等が行う行政手続について利便性の向上を図ることを目的に、個人番号を利用できる事務に移住・定住に関する申請手続を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第39号 大町町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について。

大町町個人情報保護審査会は、個人情報の保護に関する法律第105条の規定により、行政不服審査法第81条第2項の規定に基づく機関であることから、審査会委員が職務上知り得た情報を漏らした場合に対する罰則規定を設ける必要があり、所要の改正を行うものでございます。

議案第40号 大町町事業所振興臨時措置条例の一部を改正する条例について。

租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、当該箇所を引用している条項の項ずれが生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第41号 令和4年度大町町一般会計決算認定について、議案第42号 令和4年度大町町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第43号 令和4年度大町町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第44号 令和4年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計決算認定について、以上4議案につきましては、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算について認定をお願いするものでございます。

一般会計の決算額は、歳入61億5,453万3,940円、歳出59億5,050万2,447円で、歳入歳出の差し引きは2億403万1,493円となっております。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入1億1,066万3,174円、歳出1億1,034万5,477円で、歳入歳出の差し引きは31万7,697円となっております。

また、国民健康保険特別会計の決算額は、歳入11億4,683万7,652円、歳出10億8,387万663円で、歳入歳出の差し引きは6,296万6,989円となっており、また、灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計の決算額については、歳入歳出ともに572万9,520円で、歳入歳出の差額はゼロ円となっております。

なお、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、別紙のとおり、その意見を付しております。

議案第45号 令和5年度大町町一般会計補正予算（第5号）について。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ4,113万1千円を追加し、予算総額は48億4,212万5千円となっております。

歳入の主なものは、普通交付税2,679万8千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金388万5千円、社会資本整備総合交付金432万3千円、過疎対策事業債220万円などを追加しております。

歳出の主なものは、電話交換機更新工事503万3千円、ラジオ番組による大町町PR広告料145万2千円、地域おこし協力隊事業費200万円、町税過誤納償還金1,112万9千円、大町保育園東側駐車場整備工事641万1千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費443万4千円、危険な空き家除去事業費補助金864万6千円、駅前モニュメント時計取替工事126万5千円、第2部消防車格納庫建替設計業務委託301万3千円、緊急自然災害防止対策工事100万円などを追加しております。

議案第46号 令和5年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ31万8千円を追加し、予算総額は1億2,055万1千円となっております。

歳入につきましては、使用料及び手数料2千円、繰越金31万6千円などを追加しております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金6万円と、諸支出金で25万8千円を追加しております。

議案第47号 令和5年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,852万円を追加し、予算総額は10億3,333万8千円となっております。

歳入につきましては、国庫支出金7万5千円、県支出金1,548万円、繰越金6,296万5千円を追加しております。

歳出につきましては、保険給付費1,555万5千円、基金積立金6,189万1千円、諸支出金107万4千円を追加しております。

議案第48号 大町町災害支援施設の指定管理者の指定について。

本議案につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び大町町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、指定管理者の指定をしたいので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第49号 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について。

佐賀県東部環境施設組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させることに伴い、佐賀県市町総合事務組合同規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるとのことでございます。

以上16議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。
議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前 9 時 53 分 散会